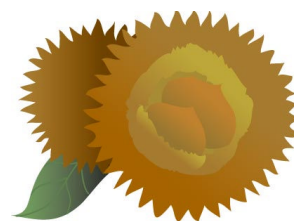


# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

### ～健康食品のサンプルを依頼したら…～

#### 《相談内容》

電話で「体質を改善する健康食品のサンプルを送る」と言われ、サンプルを送ってもらったら、その後しつこく購入を勧める電話がかかってきた。

「高いので必要ない」と伝えたのに、3日前に契約書が入った健康食品（20万相当）の宅配便の箱が届いた。どうすれば良いか？



#### 《アドバイス》

健康食品に関する相談は未だ根強いものがあります。

勧誘方法としては、電話勧誘販売のほか、マルチ商法や催眠(SF)商法(「健康教室」を装う宣伝講習販売)。また、エステの契約に絡めたケースなど様々です。年齢や性別に関係なく、健康に関心のある人は誰でも対象となります。

今回の相談は、サンプルを送ることを承諾しただけなのに、頼んでもいない高額な健康食品と契約書が届いたというものです。

相談者にとっては、サンプルを頼んだつもりでも、現実に商品に契約書まで同封されているので、念のため書面でクーリング・オフをするよう助言しました。

クーリング・オフを勧めるのは、業者側が、消費者あてに強引に商品を送って「契約した」と言い張る恐れがあるからです。電話勧誘販売ですので、契約書面を受け取った日から数えて8日以内なら契約解除できます。

健康食品は薬ではありません。期待した効果があるかは個人差があります。

また、電話で「サンプルだけ」と言われてもそれで終わるとは限りません。慎重に対応しましょう。

## 生活情報ファイル

### ～子どもの安全を守ろう！～



「こんにゃくゼリー」での痛ましい死亡事故が再び発生しました。

また、レーザー光線を使った危険なおもちゃも売られています。

安全のためのシートベルトが思わぬ事故につながる可能性もあります。

子ども(1才～19才)の死因の第1位は「不慮の事故」によるもので(「人口動態統計」)、普段何気なく送っている生活の中にも危険が潜んでいます。

安全を守るには、暮らしの中にどんな危険があるかを知る事が大切です。

そこで、子どもの安全を守るためのサイトを2つ紹介します。

#### ○国民生活センター「子どもサポート情報」

URL : <http://www.kokusen.go.jp/mimamori/>

(高齢者や障害者を悪質商法から守るサイト「見守り情報」の下側にあります。

子どもにとって危険な製品事故などの情報をメールやチラシでお知らせします。)



#### ○経済産業省(委託事業)「キッズデザインの輪」

URL : <http://www.kd-wa-meti.com/>

(経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp/>)の「キーワードで探す」でも入れます。)

過去の事故を基に、CG(コンピュータ・グラフィック)で危険な状況を再現しています。

## くらしのまめちしき

### ～住宅用火災警報器 でも悪質商法にご注意！～

間もなく冬到来。火事への備えは万全ですか？  
いざ火事の時、熱又は煙を感知して、発生を警報音又は音声で知らせる火災警報器ですが、住宅への設置が義務付けられました。

#### ○住宅用火災警報器の設置の義務化はいつから？

新築住宅 ⇒ 平成18年6月1日から

既存住宅 ⇒ 平成23年6月1日（平成23年5月末まで猶予期間（広島県※））

（※他の都道府県では、今年の6月から既存住宅の設置が義務付けられている所もあります。）

#### ○設置場所は？

寝室のある場所です。また、寝室が上の階にある場合は、階段にも設置する必要があります。

（念のため、お住まいの市町の条例で確認しましょう。）

#### ○どこで買える？設置は簡単？

ホームセンターなどでは、1個当たり4千円から高くても1万5千円程度で購入できます。日本消防検定協会が認定した「NSマーク（右のマーク）」があるものが購入の目安です。

自分でも取り付けることが可能です。



#### ○「消防署員」をかたった悪質商法にくれぐれもご注意を！（広島でもあらわれました。）

・消防署員が訪問販売を行うことはありません。（業者に委託販売させることもありません。）

・「住宅用火災警報器を設置しないと罰金を払わなければならない」と誘うケースがありますが、事実に反します。慌てさせる口実です。

見知らぬ人は家に入れずに確認を！ 制服姿などに惑わされないように。

県の消防保安課ホームページ(URL: <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1213942578694/index.html>)  
こちらも参考にしてください。

### ショートメッセージサービスを使用した架空請求にもご用心！

携帯電話を使用した架空請求ですが、ピークを過ぎたものの、未だ相談は多くあります。

ここ最近目立つのは、「ショートメッセージサービス（SMS）」使った手口です。

「SMS」とはメールアドレスではなく、携帯電話の番号あてに送られるメールです。

内容は「サイトの利用料が未納なまま放置されている」ので、「身辺調査を行う」や「法的措置をとる」などといったものです。

個々の電話番号宛に届くため「名指しされているのでは？」と錯覚しますが、実は不特定多数に送られているようです。

身に覚えのない請求は相手にせず、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。



発行元：広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先で自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷（A4判）しても使用できます。